

別紙 1

仕 様 書

1 業務名称

産業廃棄物（汚泥）収集運搬処分業務

2 業務場所

下関市長崎中央町 7 番 1 号 下関市上下水道局 日和山浄水場

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

4 業務内容

緩速ろ過池削り取り業務に伴い発生した藻類、へドロ状の堆積物および汚れの著しい砂（以下「汚泥」という。）を処分場まで運搬し、処分場にて汚泥の有効利用処分を行うもの。

5 提出書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可書（写）
- (2) 産業廃棄物処分業許可書（写）
- (3) 業務完了報告書
- (4) 産業廃棄物管理表
- (5) 計量伝票
- (6) 業務写真（業務前、業務中及び完了）
- (7) その他上下水道局（以下「局」という。）担当者が指示するもの

6 注意事項

- (1) 本業務の実施に際して、安全対策は万全を期すこと。
- (2) 業務実施日程（原則として、下関市の休日を定める条例（平成 1 7 年条

例第2号)に定める市の休日を除いた日の午前8時30分から午後5時までとする。)については、局担当者と協議の上、決定すること。

- (3) 業務場所は、水道施設用地であることを十分に認識し、使用機器の油漏れ等による用地内の汚損がないよう、衛生面に注意すること。万一汚損した場合は速やかに局担当者に報告し、指示に従うこと。
- (4) 業務中、既設構造物に損傷を与えた場合は速やかに局担当者に報告し、局担当者の指示により受託者の責任において原形復旧等すること。
- (5) 業務に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)その他関係法令等を遵守し、適正な処理を行うこと。
- (6) 日和山浄水場内(局職員駐車場を除く。)は、最大積載量が4t以上の車両の乗り入れを、原則として禁止する。やむなく乗り入れる場合は、局担当者の承諾を得て、敷鉄板等の措置を講じること。
- (7) 浄水場内及び丸山町3丁目交差点から日和山浄水場までの進入道は徐行すること。
- (8) 業務中は騒音・排気ガス等が近隣住民に迷惑を及ぼすことがないように、低騒音型機器を使用し、エンジンを停止する等に努めること。
- (9) 車両・歩行者の通行に支障がないように配慮すること。苦情等があった場合は速やかに対応改善し、遅滞なく局担当者に報告すること。
- (10) 汚泥運搬に際し、汚泥から汚水が出ないことを確認し、運搬中に車両から汚水が流出しないようにすること。浄水場内及び路上等を汚損した場合は随時清掃を行うこと。
- (11) 浄水場内屋外トイレを使用する際は、衛生面に注意し、汚損した場合は清掃を行うこと。

7 その他

- (1) 本業務の契約は、汚泥処理1t当たりの単価で行う。
- (2) 本業務の委託料は、1t当たりの単価に汚泥処理量を乗じて支払う。
- (3) 廃棄物データシートは、排出事業者から受託者へ提出するものとする。
- (4) 受託者は業務に必要な機材及び消耗品一切を負担し、業務を円滑に行うこと。

- (5) 汚泥の重量測定に関する費用は受注者の負担とし、計量証明事業者又は公的機関の計量証明書を提出すること。汚泥の処理量は、計量検定済みの計量器により計量を行い、その際発行された計量票により算出するものとする。委託期間中の処理予定量は、550 tを見込む。
- (6) 本業務仕様書に疑義を生じた場合、又は定めのない事項が生じた場合は、協議の上定めるものとする。
- (7) 施設の鍵については、受託者へ預託するので、厳重に保管し、業務完了後は返却すること。
- また、鍵の複製は絶対に行わないこととし、貸し出しの方法は、局担当者の指定する方法とする。

以上